

広域系統整備計画のコスト検証等 に関するガイドラインについて

2025年10月31日
広域系統整備委員会事務局

- 第92回の本委員会（2025年9月2日）において、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」の方向性等についてご議論いただき、その後、第6回ならびに第7回「計画評価及び検証小委員会」（2025年9月26日ならびに10月29日）において具体的な検証の実務に係る事項についてご議論いただきました。
- 本日は、「計画評価及び検証小委員会」でご議論いただいた具体的な検証の実務に係る事項について報告するとともに、前回からの変更事項・追加事項についてお示しすることとし、主にその内容についてご議論いただきたい。

【本日の内容】

具体的な検証の実務に係る事項

- ✓ 実施案の評価（フェーズ1）の具体的な方法
- ✓ 整備計画策定後の検証（フェーズ2）の流れと検証内容
- ✓ 予備費執行対象の判断基準と具体例
- ✓ 物価変動への対応（想定方法、実績額の算出方法）
- ✓ 有資格事業者または事業実施主体の「計画評価及び検証小委員会」等への参加

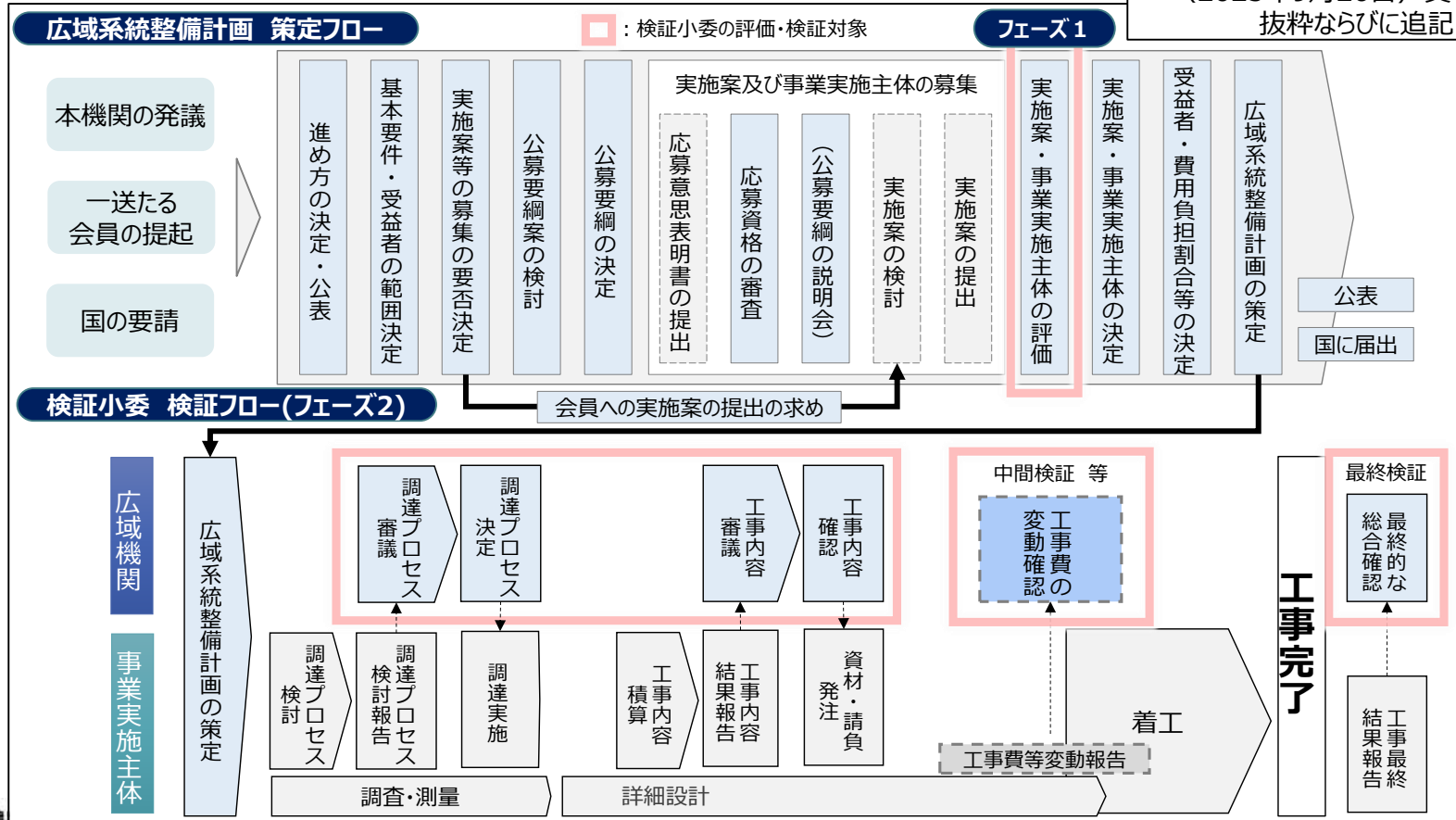
前回からの変更事項・追加事項

- ✓ 予備費の計上額

具体的な検証の実務に係る事項

- 「計画評価及び検証小委員会」 (= 検証小委) における検証の流れについては、第92回の本委員会でご確認いただいたように、以下の通りとし、フェーズ1の実施案の評価の具体的な方法とフェーズ2の調達プロセス・工事内容の検証の具体的な方法について「計画評価及び検証小委員会」で議論した内容を次頁以降で報告する。

第6回 計画評価及び検証小委員会
(2025年9月26日) 資料3より
抜粋ならびに追記



- 実施案の評価では、**設備構成・工事費・工期**について以下の観点から評価することを明確化することとしたい。
 - ✓ 設備構成：基本要件又は公募要綱に基づき、対策工事全体として合理的に設備形成がなされているか。
 - ✓ 工事費：調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、対策工事件名毎に合理的な工事費か。
 - ✓ 工期：工期算定の前提条件、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性が明確化されているか。
- そのうえで、設備構成・工事費の詳細な確認項目例等について次頁以降の通り記載することとしたい。

設備構成・工事費の詳細な確認項目例

	具体例
設備構成	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>送電ルートが極力短いルートとなっているか</u>、またそうでない場合にはその合理的な理由（例：設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約、洋上風力などの将来発電所との協調等） ● <u>変電所、開閉所、交直変換所等の構成や地点選定が</u>、設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約等をふまえて、<u>合理的なものとなっているか</u> ● <u>電圧階級、設備容量等の機器の仕様選定は合理的か</u> ● <u>土地造成、建物工事が合理的な範囲に留められているか</u> ● <u>将来拡張性の考慮範囲が妥当であるか</u>
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>至近の類似工事の実績費用を工事費の根拠とする場合は</u>、<u>当該工事を採用する理由が合理的であるか</u>。 また、当該工事の実施からの期間があき、<u>価格補正（物価・労務費）が必要な場合は</u>、その<u>補正理由と補正方法が合理的であるか</u> ● <u>見積結果を利用する場合は</u>、<u>調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に</u>、<u>合理的な工事費計上を行っているか</u> ● <u>社内単価を用いる場合は</u>、その単価を用いる<u>理由が妥当であるか</u> ● <u>物量に応じた工事費となっているか</u> （例：鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費）等） ● <u>コスト低減策や工期短縮策についての具体的な検討内容</u>

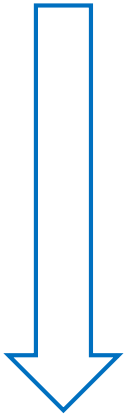
工期に関する考え方（計画段階）の具体的な記載

- 有資格事業者は工期を想定する上での前提条件を明らかにし、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性について、それを実現するために必要な要素などを明確にする。
- 工期延長の可能性については、事前に想定される工期延長の理由とともに、これを考慮した工期についても可能な範囲において明らかにする。
- 広域機関は、有資格事業者の説明を踏まえた工期を示すとともに、工期見直しの判断基準となる項目と整備計画策定時の工程における該当期を整備計画に明記する。

- 整備計画策定後の検証（フェーズ2）における確認項目について、以下の通り明確化することとした。そのうえで、工事内容の検証の具体的な方法について次頁の通り記載することとした。

フェーズ2の流れ

調達プロセス・ 工事内容の検証



中間検証※

※必要により実施



最終検証

工事件名毎の調達プロセスならびに工事内容の確認（従前どおり）

- ✓ **競争性の確保:** 競争入札を基本としつつ、工期等を考慮し、他の送配電事業者等との共同調達や総合評価落札方式の活用などのコスト低減策を適用し、状況に応じた最も競争的かつ効率的な調達方法が選択・実施されているか。
- ✓ **調達方法の合理性:** 随意契約を採用する場合には、その必要性・合理性について、事業実施主体から十分な説明がなされているか。
- ✓ **契約方式:** 工事の特性やリスク分担を踏まえ、合理的な契約方式が選択されているか。
（例：総価契約、単価契約、コストプラスフィー契約等）
- ✓ **調達の状況:** 予定価格の設定根拠、応札状況等が妥当な範囲にあるか。
- ✓ **設計・仕様:** 最適な工法・技術の採用、過剰スペックの回避など、設計・仕様の合理性。
- ✓ **工程管理:** 効率的な工程管理による工期遵守・短縮努力。

計画からの費用増減の要因分析と妥当性評価

- ✓ **費用増減の要因特定:** 整備計画からの費用増減の要因が具体的に特定されているか。
（予見困難な事象の発生、物価変動等）
- ✓ **要因発生への対応:** 要因発生に対する事業実施主体の対応は適切であったか。
（リスク管理策の実施状況、代替案の検討・実施状況等）
- ✓ **費用増減額の算定根拠:** 費用増減額の算定根拠は客観的かつ合理的であるか。

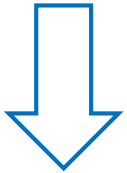
工事内容の検証の具体的な確認項目例

	具体例
架空送電線	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・測量結果を踏まえた送電線経過ルート（ルートの選定理由） ● 仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容 ● 鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費）となっているか
ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・測量結果を踏まえたケーブル敷設ルート（ルートの選定理由） ● 仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容 ● 洞道、ケーブルについて、規模（電圧階級・容量・条数等）やこう長に応じた工事計画値（資材費、請負費）となっているか ● 海底ケーブルにおいては、ルート条件（水深・海域利用状況等）に応じた防護方法選定となっているか
変電所・開閉所・ 交直変換所	<ul style="list-style-type: none"> ● 変圧器・調相機器・開閉器類（遮断器、断路器、GISなど）・交直変換設備等の主要機器の基本仕様（容量・通過電流・母線形態等）や機器配置レイアウト（計画に基づいているか、相違がある場合はその理由） ● 変圧器・開閉器類・交直変換設備等の主要機器の工事計画値（資材費）については、合理的な額か（例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か） ● 土木工事（請負費）については、土地造成面積・土量等に応じた工事計画値となっているか ● 建築工事（請負費）については、延床面積等に応じた工事費となっているか ● 電気工事（請負費）については、合理的な額か（例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備計画から相違がある場合はその内容と理由

- 「計画評価及び検証小委員会」の検証プロセスにおいて最終検証を行うことを明確化し、検証方法・検証対象は以下の通りとしたい。

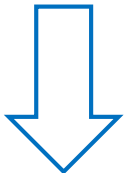
フェーズ2の流れ

調達プロセス・
工事内容の検証



中間検証※

※必要により実施



最終検証

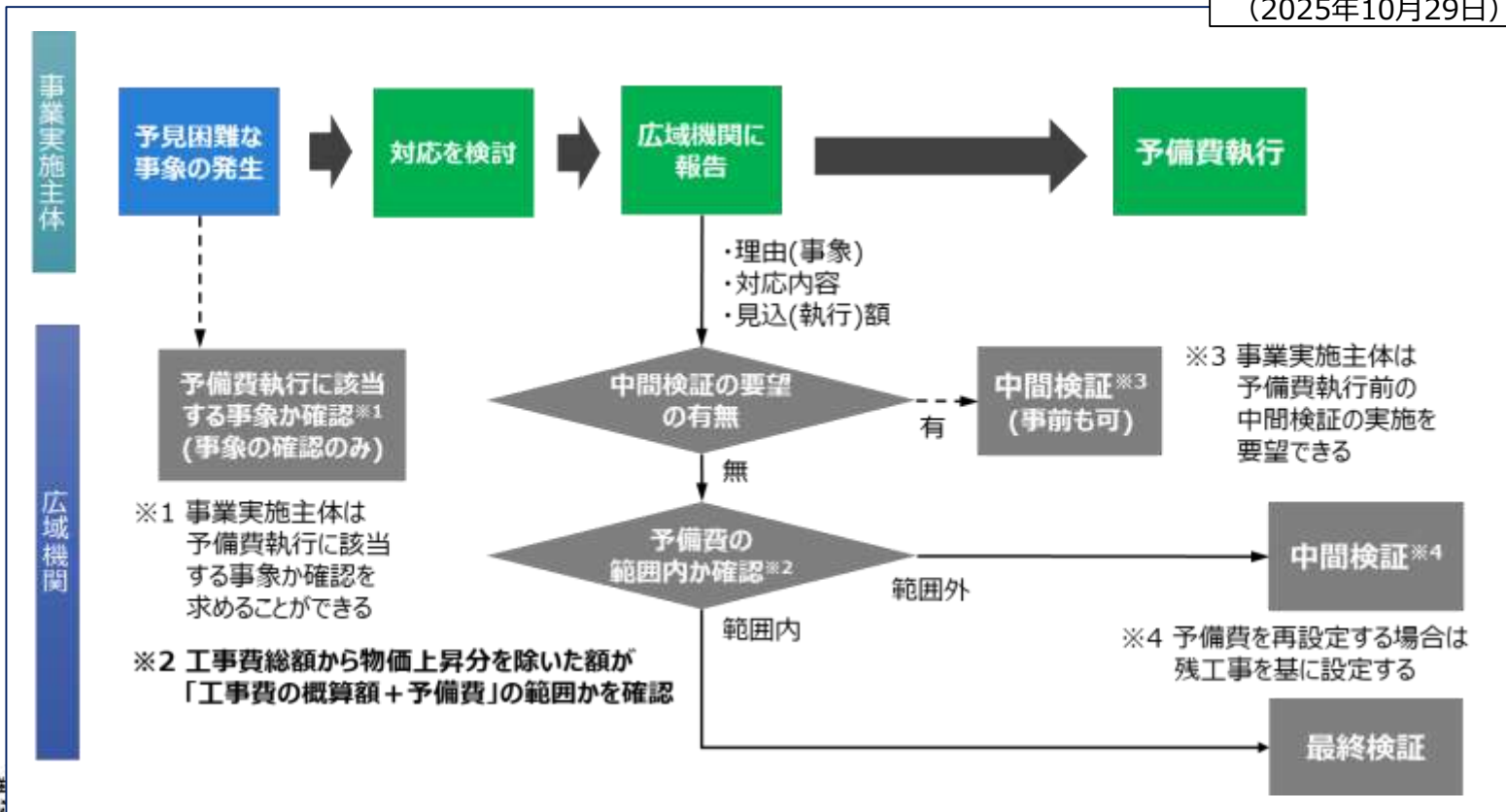
最終検証に関する記載項目

- ✓ 整備計画に係る全ての工事等が完了し、最終的な費用が確定した後、事業全体のコスト効率性、工事完了状況等について総合的な検証を行う。
- ✓ 物価変動の実績について検証を行う。（ただし、中間検証を行い、物価変動の検証を既に行っている場合にはその限りではない）
- ✓ 予備費の執行状況について、中間検証が行われていない場合には、最終検証で検証を行う。
- ✓ 工事が計画通りに進捗し、それまでの検証において問題点の指摘や事後確認を要する事項がなかった項目等については、事業実施主体からの実績報告の確認をもって完了とする。

- 予備費については、その計上内容の妥当性を、実施案評価（フェーズ1）の中で確認する。
- 広域系統整備計画の工事実施段階であるフェーズ2においては、物価上昇分を除いた工事費総額が「工事費の概算額 + 予備費」を超過する場合に中間検証（超過しない場合には最終検証）を行うこととする。
- 中間検証では予備費を執行した理由（事象）が適切か、対応が合理的であったか等を検証する。

工事実施段階（フェーズ2）における予備費検証プロセス

第7回 計画評価及び検証小委員会
(2025年10月29日) 資料2 別紙より抜粋



- **予備費の執行対象の判断基準**については、「計画評価及び検証小委員会」において、異論はなかったことから、**第92回の本委員会で示した案のまま**とし、以下の通りとしたい。
- また、それぞれの**判断基準に該当する事象及び該当しない事象の具体例**については、「計画評価及び検証小委員会」における議論を踏まえて**12～17頁の通り記載**することとしたい。
- なお、発生した事象が判断基準もしくは具体例に記載のない場合等については、類似する判断基準や具体例等を参照しながら適否を個別に判断することとし、そのうえで、機会を見て、本ガイドラインに事例として追記していくこととしたい。

予備費の執行対象の判断基準

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

具体例

- 台風や地震等の自然災害、海難事故等の外生的な事由により、設備や運搬路等が損傷した場合または作業中断・停止・延期となった場合
- 戦争・紛争・感染症等社会的疫病の流行等による納期・工期遅延となった場合
- 過去の同規模工事と同等の品質が得られる調査・測量内容を実施する等の合理的な調査・測量を行ったものの、工事着手後、湧水や硬質岩盤や軟弱地盤等の発生により、追加対策が必要となった場合
- 上記の各事例に伴い、工程遅延や第三者への損害賠償等により費用が増加した場合
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

具体例

- 調査・測量や詳細設計により仕様変更や送電線ルート変更等となった場合
(杭打設数や工法の変更、機器レイアウト変更、送電線巨長の延長等)
- 調査・測量時と施工時の諸条件の差異による場合
(自然地形・地質、気象・海象条件等が相違していることによる設計変更等)
- 現地調査の結果、実施案で適用した標準モデルとは異なる仮設備となった場合
- 現地調査の結果、地図等を基にした机上検討で算定したものとは異なる運搬方法やルートとなった場合
- 調達プロセス実施の結果による場合
- 当初予期していない熟練労働者不足といった施工力不足の解消等のために資機材 (ICT建機等) の導入等を行った場合
- 調達先の製造・輸送トラブル等による場合
- ある請負業者の責任範囲で発生した事象により、他の請負業者の責任範囲に影響が生じた場合*
(後工程に影響して工期が遅延し、待機費用が発生した場合を含む)

※事象を発生させた請負業者の責任範囲においては当該事業者が自ら責を負う

次スライドに続く

判断基準②：調査・測定の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象(続き)

具体例

- 労務関係トラブル（ストライキ等）により資材調達の遅延等が発生した場合
- 市況変動により、船舶の手配費用や労務単価又は保険料等が上昇した場合（物価変動を除く）
- そのほか、事業者の責に帰さない事由により工期遅延、製作遅延等が発生した場合
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

具体例

- 関係者と協議し、その事実関係等を確認した結果、設計・工法、送電線ルート、電気所の立地等を変更する必要がある場合
- 法改正、政策・制度変更や行政指導により、追加調査や設計の見直しや施工時間帯の制限等が必要となった場合
- 法改正に伴う労働環境改善への対応が必要となった場合
- JEC等の設計標準の改正により工事設計の見直しが必要となった場合
- 通信回線保有者との調整により電磁誘導対策費用の増加や対策内容に変更が生じた場合
- 整備計画における工事を実施するために既設電力設備の停止が必要であり、この停止期間や時期の調整不調に伴う工期遅延となった場合
- 自治体等からの許認可取得に時間を要したことにより工期遅延となった場合で、事業者の責によらない場合

次スライドに続く

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象（続き）

具体例

- 追加的な環境対策措置（海洋生物保護、沈殿物処理等）が必要となった場合
- 工事に伴い歴史遺跡や歴史遺物が発見された場合の対応費用及び工事中断・延期となった場合
- 他の海域利用者（通信ケーブル、洋上風力、その他インフラ整備（港湾、橋梁）、海洋資源探査、海上防衛設備）から協力要請を受け、協議のうえでやむを得ず工事中断・延期となった場合
- 事業者が実績等を基にある比率を仮定して合理的に当初数量を算定したが、関係者調整の結果、異なる比率の数量となった場合※
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合

※（例）これまでの実績を基に植栽面積を全体の50%として実施案を作成したが、結果として60%の植栽が必要となった場合

予備費対象外となる例

具体例

- 事業者の故意または過失により設備や運搬路等を損傷した場合
- 事業者が虚偽の内容により予備費申請を行った場合
- 事業者の違法行為により増嵩した場合
- 社会通念上許容される範囲を明らかに超えた設備等により増嵩した場合

- 物価変動については、実施案評価（フェーズ1）の中で想定内容の妥当性を確認し、フェーズ2において物価変動実績額を確認する。
- 「計画評価及び検証小委員会」において異論はなかったことから、**物価上昇想定**の算定期間や算定方法が明確になっていることを望ましい想定方法とすることをガイドラインに記載することとしたい。
- また、**物価変動の想定に用いる指標**については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合における議論が継続中のため引き続き検討することとし、**ガイドラインへの反映タイミングは議論状況等も踏まえて調整すること**でどうか。

第6回 計画評価及び検証小委員会
(2025年9月26日) 資料3より抜粋・一部修正

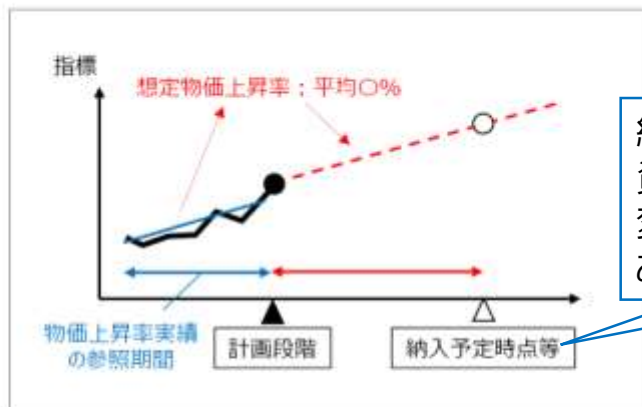
物価変動の想定に用いる指標の候補

- ✓ 公共工事設計労務単価（全国全職種）
- ✓ 消費者物価指数（総合）
- ✓ 国内企業物価指数（総平均）
- ✓ 国内企業物価指数（鉄鋼）
- ✓ 国内企業物価指数（非鉄金属[銅・アルミ]）

※合理的に説明可能な場合は他の指標も使用可

物価変動の想定に用いる指標等については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合における議論状況等も踏まえて適切な指標を検討する

将来の物価上昇の望ましい想定方法



納入予定時点に限らず
資材費や工事費に物価
変動が反映される時点で
あり、「等」を追記した

- ✓ 物価上昇想定**の算定期間、算定方法が明確**となっている
- ✓ なお、想定物価上昇率の算出に用いる実績期間は物価変動の傾向を踏まえて有資格事業者が個別に判断する

- **物価変動の望ましい報告方法と実績額の算出方法の例について、第6回「計画評価及び検証小委員会」(2025年9月26日)における議論をふまえて以下の通り記載することとしたい。**

第6回 計画評価及び検証小委員会
(2025年9月26日) 資料3を一部修正

⑥最終検証：物価変動の実績確認の方法

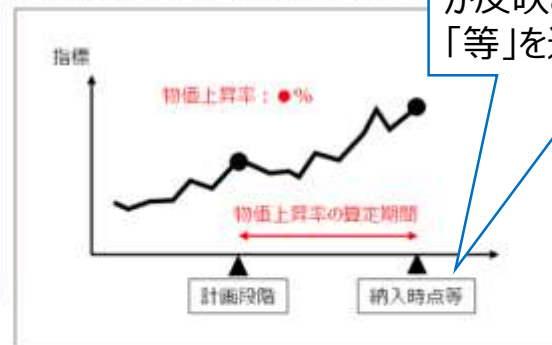
フェーズ2 20

- 最終検証においては、事業実施主体は対象費目に適した複数の合理的に説明できる指標を用い、**用いた指標、当該指標を用いた根拠、算定期間、算定方法の妥当性**について、広域機関に報告を行うこととし、**望ましい例として具体的に以下の事項を記載してはどうか。**
- また、物価が上昇した場合に限らず、物価が下落した場合も同様の手法で算出して確認することとし、その影響額を最終的な工事費に適切に反映することとする

望ましい報告の例

- ✓ 合理的に説明できる指標を用いており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正することが明記されている
- ✓ 事業者内のマニュアル等において標準的な指標として明記されており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正することが明記されている
- ✓ 実績の算定に用いる指標が想定に用いたものと異なる場合には、合理的な説明が行われている

望ましい物価変動額の算出の例



納入時点に限らず資材費や工事費に物価変動が反映される時点であり、「等」を追記した

- ✓ 物価上昇の算定期間、算定方法が明確となっている

- 地域間連系線の整備の費用増額時等には、「計画評価及び検証小委員会」にて本ガイドラインに基づき確認・検証が行われ、その結果を基に一般送配電事業者が託送料金として申請を行い、電力・ガス取引監視等委員会は金額の確認を行うと整理されている（27頁参照）。
- そのため、検証結果が費用回収と直接的に結びつくこととなることから、**有資格事業者または事業実施主体は**、「広域系統整備委員会」ならびに「計画評価及び検証小委員会」の当該事業者の議題において、**出席者として工事内容・費用等の妥当性の説明ならびに質疑応答を行うことができることを明確化してはどうか。**
- また、有資格事業者または事業実施主体が引き続き説明ならびに議論すべき事項がある等の理由により**検証の継続を希望する場合は**、当該理由と内容を明らかにして「計画評価及び検証小委員会」において**提案することとし**、「計画評価及び検証小委員会」においてその妥当性が認められた場合には**検証を継続できるものとして**はどうか。

前回からの変更事項・追加事項

- 予備費の計上額について、前回は10～15%として海底直流送電の場合や架空送電線の距離が100kmを超えた場合は15%といった例を示していた。
- 前回いただいたご意見をふまえて再検討した結果、幅の中から一つの値を選択する明確かつ定量的な基準を設定することは困難であり、実際に予備費を執行した場合には中間検証または最終検証で検証することから、**工事費の概算額の15%を基本**として計上することとしたいがどうか。
- **また、事業者が合理的に説明できる場合には、上記以外の個別の予備費額を設定することも可能としてどうか**
- 今後、本ガイドラインを運用する中で、事例を蓄積し、15%を基本とすることが合理的であるかは確認していくこととしたい。

【第6回「計画評価及び検証小委員会」でいただいたご意見】

- 予備費の計上に当たり、フェーズ1のところで、本委員会において予備費の計上額が妥当であるかという判断を議論するかと思う。
- 例えばここに挙げていただいている海底直流送電のような全国内であり前例のない工事の場合や、100kmを超える長距離の架空送電線の場合などの事象に当てはまる場合には、10%を超える予備費を認める条件のようなものを事業者さんのご知見等も参考にガイドラインに記載いただくことが考えられる。そうすることで、事業者側も予備費の計上に際しての考えがそのガイドラインに沿っているかということを判断する材料にもなるかと思う。また、この小委員会の場での判断基準にもなり、今後の検証が進みやすいと感じた。

- 本ガイドラインは、資源エネルギー庁と本機関で作成するものであることから、本日の本委員会での議論を踏まえて案として取りまとめ、国に報告することとしたい。
- そのうえで、国の審議会でもご議論いただき、年内のガイドライン公表を目指したい。

《今後のスケジュール》

2025年	9～10月	ガイドラインの素案の提示（1回目） 第6,7回「計画評価及び検証小委員会」で検討
	10月	「計画評価及び検証小委員会」の検討結果報告、 ガイドラインの素案の提示（2回目、本日）
	11～12月	国の審議会における議論
	12月末まで	ガイドライン公表



具体的な課題と対応の方向性②－2：北海道本州間海底直流送電の課題

【プロジェクト開始後の費用増額時のコストの考え方】

- 北海道本州間海底直流送電は、SPCを組成したプロジェクトファイナンスによる事業実施が想定されている。一般的にプロジェクトファイナンスは、当該事業から生み出されるキャッシュフローを元に返済の蓋然性が判断されるため、事前にプロジェクトに係る全てのリスクの対応策を定めることが基本である。
- こうした中、現行の託送料金制度では、プロジェクト開始後に費用が増額した場合、一般送配電事業者が送電業者に支払う託送料の増額について、電力・ガス監視等委員会に申請を行い、その後、同委員会審査がなされ、増額分の回収が認められるスキームとなっている。すなわち、プロジェクトの開始段階において、費用増額時の回収の蓋然性が担保されていない。
- この点、第67回電力・ガス基本政策小委員会（2023年12月7日）においては、「調査・設計の進展に伴う対応事項の増加や自然災害対応、市況価格の変動等、当初予期しえない要因については、料金審査による確認を経た上で、託送料金に反映させることに合理性がある。」とし、一定の費用増額時の託送料金への計上の考え方を示した。
- 一方、北海道本州間海底直流送電は、前例のない規模であり、SPCを組成して地域間連系線を整備することも本邦初。今後、プロジェクトを進める中では、先行利用者との調整等による遅延等、様々な課題が顕在化する可能性があるところ、着実な整備を進める観点からは、費用増額時の回収の確実性を一定程度担保することが重要となる。
- このため、これまでの整理も踏まえつつ、想定追加費用に関するコストの考え方を事前に整理しガイドライン等に取りまとめるなど、プロジェクトファイナンスにおける費用回収の在り方を含め、検討を進めることが重要ではないか。

- 本ガイドラインにおける将来の物価上昇と予見が困難な事象に対する考え方については、以下の通りとする。

本ガイドラインにおける将来の物価上昇と予見が困難な事象に対する考え方

第92回 広域系統整備委員会
(2025年9月2日) 資料1

- 整備計画の工事費変動要因のうち、調査・設計の進展、自然災害等の対応、市況変動等、当初予期しえない要因については、事業者として発生を防ぐことができない追加費用であると、国の審議会において整理された。
- こうした整理結果を踏まえ、本ガイドラインにおいても、将来の物価上昇や予見が困難な事象に対応する費用は、事業者として発生を防ぐことができない追加費用と整理し、その具体的な扱いを明確化してはどうか。

【参考】費用変動対応における観点

第67回 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 (2023年12月7日) 資料4 一部加工

- 広域系統整備計画に係る複数の工事における工事費変動要因は、現在行われている電力広域機関のコスト等検証小委の検証内容も踏まえると、下表のとおり整理される。
- このような工事費変動が発生すると、コスト等検証小委において厳格な確認及びコスト低減策の適用の検討を行い、託送料金に反映させる際には電力・ガス取引監視等委員会及び経済産業省の料金審査を受けることになる。
- 事業の予見性を高める観点からは、料金審査前に事業者として留意すべき事項を明確にする必要がある。この点、どのような費用変動要因であれば、託送料金への反映が認められるか、明確にすべき。
- 例えば、調査・設計の進展に伴う対応事項の増加や自然災害対応、市況価格の変動等、当初予期しえない要因については、事前の検討や事業実施中の効率化努力が適切に行われていた場合には、事業者として発生を防ぐことができない追加費用であり、料金審査による確認を経た上で、託送料金に反映させることに合理性がある。

要因	想定される事例	審査の観点・条件等(例)
調査・設計の進展	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地調査の進展や詳細な設計による鉄塔量や基礎形状の変更等 ● 用地事情等による送電ルートの変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初計画は十分検討され、精確であったか ● リスクの織込みは十分かつ合理的であったか ● リスクが顕在化する可能性が極小化されるような最大限の努力(代替手段の検討、発注の工夫等)がとられていたか
自然災害等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風による家用柱等に対する道路補修等の復旧対策や予防保全対策等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 料金審査において、観点・条件等に適合すると認められる場合には、費用変動について託送料金に反映させる合理性があるといえるのではないかと
市況変動	<ul style="list-style-type: none"> ● 為替変動や燃料・材料市況価格の変動に伴う鉄鋼等の買付単価の変動 ● 労務単価の変動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な事項がない限りは合理性がないといえるのではないかと
事業実施主体の環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施主体の明らかないかなる原因で発生した第三者に対する損害賠償等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な事項がない限りは合理性がないといえるのではないかと

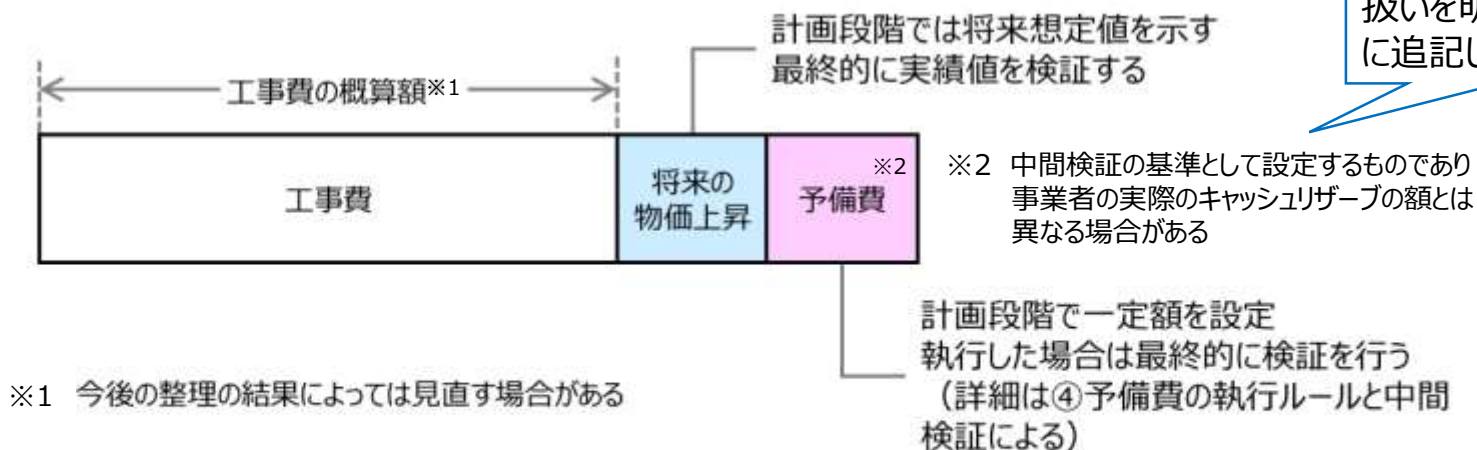
■ 広域系統整備計画（以下「整備計画」という。）の工事費の概算額については、以下の通りとする。

第92回 広域系統整備委員会
(2025年9月2日) 資料1に追記

① 整備計画における工事費の概算額の考え方

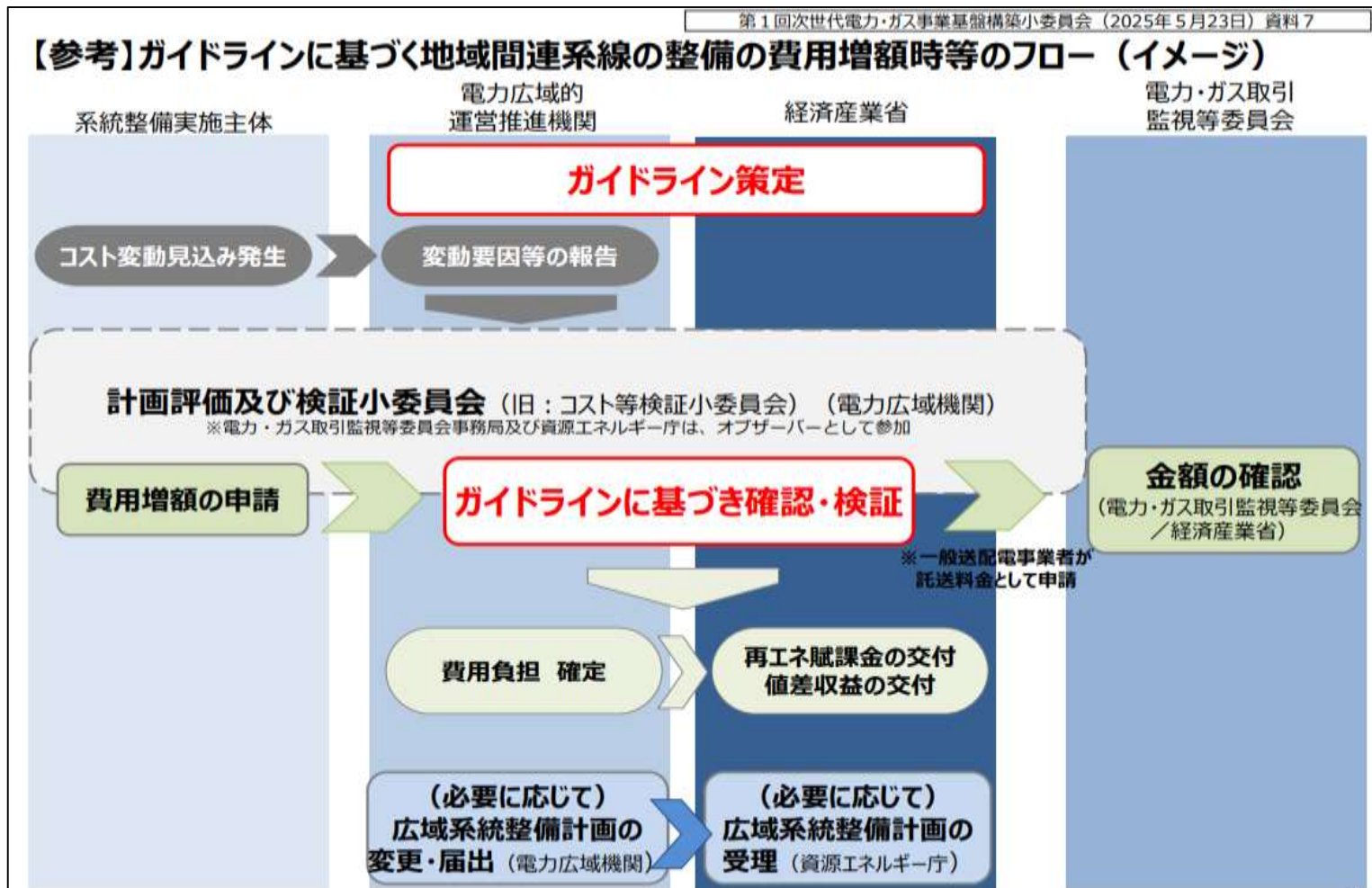
- 整備計画の策定段階においては、**工事費の概算額は実施案を作成・提出する時点の物価に基づき計上することを基本とし**、メーカーの見積額を参照する場合などにおいて、作成・提出する時点以外の物価に基づき計上することが必要な場合には、計上した費用の考え方を示すこととしてはどうか。
- 効率的な検証と工事費増額に対する説明性を向上するため、**将来の物価上昇ならびに計画段階では予見困難な事象の発生に対応するための費用を工事費の概算額とは区分し**、将来の工事費の変動の可能性を示すこととしてはどうか。
また、予見困難な事象の例をガイドラインに記載することとしてはどうか。

考え方を変更するものではなく、予備費の取り扱いを明確とするために追記した。



工事費の概算額の範囲

- 地域間連系線の整備の費用増額時等には、「計画評価及び検証小委員会」にて本ガイドラインに基づき確認・検証が行われ、その結果を基に一般送配電事業者が託送料金として申請を行い、電力・ガス取引監視等委員会は金額の確認を行うと整理されている。



第89回 広域系統整備委員会（2025年5月30日）資料4 に追記

Ⅲ. 概算工事費の変動状況

各広域系統整備計画における概算工事費の変動状況（2025年3月時点） 42 (億円)

整備計画 (億円)	事業実施主体	整備計画の 概算工事費 ①	各事業実施主体による見通し額			
			2025年3月時点		(参考) 2024年3月時点	
			概算工事費②	変動額②-①	概算工事費③	変動額③-①
Ⅲ-1 東京中部間 連系設備 (更なるFC)	東京PG	146	171	+24	168	+22
	中部PG	634	545	▲89	564	▲69
	電発NW	1,057	1,364	+307	1,330	+273
	合計	1,837	2,080	+243	2,062	+226
	変動分	-	+243		+226	-
	変動率	-	113.2%		112.3%	-
Ⅲ-2 東北東京間 連系線 (第二相双)	東北NW	1,515	1,904	+389	1,717	+202
	東京PG	18	25	+7	25	+8
	合計	1,533	1,929	+396	1,742	+210
	変動分	-	+396		+210	-
	変動率	-	125.8%		113.7%	-
Ⅲ-3 北海道本州間 連系設備 (新々北本)	北海道NW	454	449	▲4	449	▲4
	東北NW	25	27	+2	27	+2
	合計	479	477	▲2	477	▲2
	変動分	-	▲2	-	▲2	-
	変動率	-	99.6%	-	99.6%	-
Ⅲ-4 中部関西間 連系線	中部PG	333	331	▲2		
	関西送配電	247	240	▲7		
	合計	580	571	▲9		
	変動分	-	▲9			
	変動率	-	98.4%			

※変動率は物価上昇も含む値であり、いずれの工事も継続中であるため今後変動し得る

- 事業者が実績等をもとに、ある比率を仮定して予算を算出し、その算定の仕方によりミスがあったために、結果的に異なる比率の数量となったという場合、うっかりミスは認めないということかと思う。一方、予備費対象外となる例で、「事業者の故意・重過失により、設備や運搬路等を損傷した場合」とあるから、通常の過失の場合には、設備や運搬路等を損傷しても予備費の対象となるということかと思う。そうすると、故意・重過失で審査する場合と、通常の過失をも許さない厳しい対応する場合との2通りを考えているという理解でよいのか
→ 重過失については、予備費対象外となると書いているが、少し明確になっていない部分もある。必ずしも、どんな微々たる過失も認めないなど、厳しいことを書いているわけではなく、その辺については今後さらに明確化を図っていきたく考えている。
- 調査・測量や設計の差異をどこまで現実的に考えていくかというところで、最初の検討が甘いほど、増額が発生しやすい。検討が甘かったにもかかわらず、詳細設計後に増額となった際には、事業者の責任に帰さないと言っているのか。事前の段階での調査・測量がどの程度しっかりできているのかを検証し、予備費に該当するかを判断するのが難しい部分かと思う。
→ 過去の事例を振り返ると、非常に的を射たご指摘だと思う。事前の段階で、コスト検証する側が今回の概算工事費は予見できないものは除いた形であることを認識した上で、中間検証でしっかり評価していく。また、それを大前提として置きつつ、過去の事例も踏まえた形で対応していきたい。
- 「調達先の製造・輸送トラブル等により、当初計画していた工事費より増額となった場合」について、本来であれば調達先が責任を負うべきではないかと思う。調達先のミスでの工事費の増加を安易に認めていいのか、疑問に思っている。こうした部分の判断基準をもう少しきちんと整理していく必要があると思った。
→ 輸送トラブルに関しては、トラブルを起こした事業者そのものは自らの責任ということだと考えている。しかし、それが波及してその他の後工程などの工事費が増加した場合には、必ずしも輸送事業者や製造会社だけで対応しきれるものではないと考えている。今後さらなる明確化を図ってきたい。
- 事例をガイドラインに追記していくことで、例外の事象発生時の扱いが明確化できる。また、事業実施主体と事務局の双方で効率的な対応ができると思うので、こうした対応は賛成であり、ガイドラインの更なる充実化の検討を進めていただきたい。
→ 事象発生時の扱いを明確化するという観点で、新たな事象が出てきた場合には、機会を見て追加で記載をし、より充実化を図ってきたい。
- 工期延長となると、それに伴ってコストもかかり、先ほどの予備費が執行されるかと思う。このあたりの記述を見ると、早く運開してほしいが確認もきちんと行う必要があることを考え、「どこが合理的なのかを事業実施主体で決めなさい」というように見えるが、それも含めて工期やお金のチェックをするという考えなのか。
→ 交渉状況や調査等、色々な変動要因があるかと思うので、計画の段階では定まらないだろうと思う。可能な範囲で明らかにしていただき、まず基本的には事業者の方で1つ工期というのを算定していただくことを考えている。
- 元々、このガイドライン制定の目的は、事業者の工事費の回収の予見性や確実性の担保というところであり、プロジェクトに係るリスクの対応策を定めることを目的としている。整備計画が中断と整理された場合の費用回収や、特殊な状況において事業者が負うリスク等についてもできるだけご議論いただき、可能な範囲でガイドラインに反映いただければと思う。
→ どのような対応を行っていくかということや、本ガイドラインにおける記載については国と連携して検討していきたい。また、整備計画が中断した場合に費用が発生した場合の回収をどうするかについても、国と連携して検討していく。

- 重過失を過失に変更した点について、しっかりした業務を誘導できるし妥当であると思う。ただし、場合にもよると少しぼかした説明であったが、わかりやすい指針のようなものがあればよいと考えている。実際に動き始めてからでも良いので、さらなる詳細説明を頂けるとありがたい。
→ 過失については本ガイドラインを運用していく中で事例を積み重ねて、より分かりやすいガイドラインにしていきたい。
- 予備費の計上額について、前回は10～15%とし、内容により予備費の妥当性を判断するという内容であったが、明確な基準がないと判断が難しいと考えていたため、一つの数値に設定してまずは進めることについて異存ない。これまでに前例のないような工事なども相手にするため、適切な数値であるか今後運用していく中で確認していくことが重要と考えている。
→ 今回、基準を整えようと考えたが現時点は設定が困難であったため15%とした。これが妥当であるかは事例を蓄積して今後確認していきたい。
- 判断基準の事例の最後の方に、上記の各事例に伴い調査費用が必要となった場合、保険料が増加した場合、財務関連費用が増加した場合が追加されている。上記の事例が起こった時点で判断されるように思うが、記載した理由があれば教えていただきたい。
→ 上記の事例に含まれるところもあると思うが、具体的な例を増やしていく方が判断しやすいと考え追加している。